



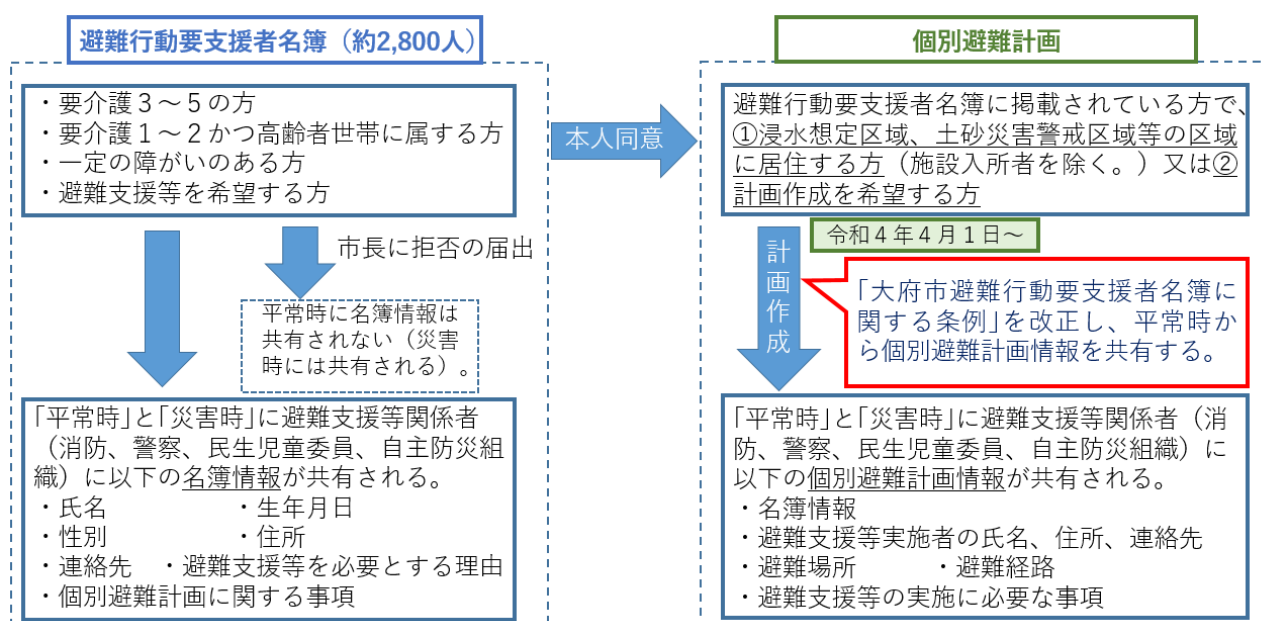
大府市避難行動要支援者名簿に関する条例を改正し、 災害時の避難に支援が必要な方の個別避難計画の作成を進めます

大府市は、「大府市避難行動要支援者名簿に関する条例」を改正し、災害時の避難に支援が必要な方の個別避難計画の作成を進めます。

平成31年4月、大府市は、災害時においてより多くの方を支援するため、愛知県内初となる「大府市避難行動要支援者名簿に関する条例」を施行し、災害時に自らの力で避難することが困難な高齢者や障がい者の方（以下「要支援者」という）の名簿を整備するとともに、大府市独自の取り組みとして、平常時から消防、警察、民生児童委員、自主防災組織（以下「避難支援等関係者」という）と名簿情報を共有しています。

令和3年5月に災害対策基本法が改正され、要支援者ごとに具体的な避難支援等の方法を定めた個別避難計画の作成が市町村の努力義務となりました。法改正を踏まえ、要支援者の命を守り、適切な避難支援等を確実に実施するとともに、計画作成を契機とした地域の支え合いの体制づくりを構築するため、個別避難計画の作成を推進します。また、より実効性のある避難支援等を実施するため、平常時から個別避難計画情報を避難支援等関係者と共有できる旨を条例に規定します。条例にこのような規定を盛り込むことは、全国的にも類を見ない先進的なものです。

【避難行動要支援者名簿と個別避難計画】



■ 個別避難計画の対象者

避難行動要支援者名簿に掲載されている方（約2,800人）で、施設入所者を除いた在

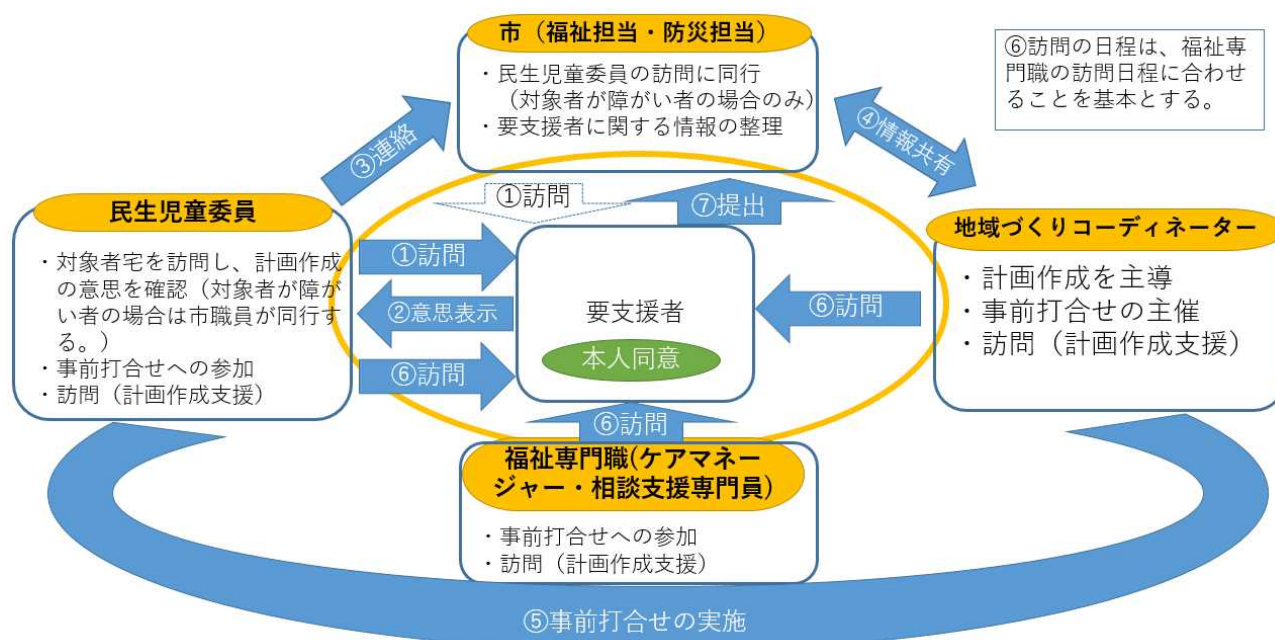


宅で生活する方のうち、浸水想定区域、土砂災害警戒区域、その他の災害時に人命に危険を及ぼす可能性が高いと市長が認める区域に居住する方（約500人）および計画作成を希望する方について、本人の同意を得た上で、個別避難計画を作成します。

■ 関係機関と連携した計画作成

個別避難計画の作成に当たっては、市が主体となり、民生児童委員や福祉専門職（ケアマネージャー、相談支援専門員等）、地域づくりコーディネーター（市社会福祉協議会職員）など、さまざまな関係者と連携して、要支援者本人の特性に応じた実効性のあるものとする。

また、作成した個別避難計画は、毎年度内容の見直しを行い、最新の状態を保つことで、災害時の迅速な避難支援の実施を目指します。



【問い合わせ先】

大府市地域福祉課

担当：山本真嗣（ヤマモト マサシ）

電話：0562-45-6228 FAX：0562-47-3150 メール：fukushi@city.obu.lg.jp